

新旧対照表

○埼玉県環境影響評価技術指針の一部改正

新			旧		
埼玉県環境影響評価技術指針 第1 総論 (略)			埼玉県環境影響評価技術指針 第1 総論 (略)		
別表1 調査・予測・評価の項目			別表1 調査・予測・評価の項目		
調査・予測・評価の項目			調査・予測・評価の項目		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)	環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)	人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)
環境への負荷の量の程度により予測及び	廃棄物等	廃棄物	環境への負荷の量の程度により予測及び	廃棄物等	廃棄物
		残土			残土
		雨水及び処理水			雨水及び処理水

新			旧		
評価されるべき項目	温室効果ガス等	温室効果ガス*8 オゾン層破壊物質*9	評価されるべき項目	温室効果ガス等	温室効果ガス*8 オゾン層破壊物質*9
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	(略)	(略)
備考 1～8 (略) 9 オゾン層破壊物質とは、 <u>特定物質等</u> の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質とする。			備考 1～8 (略) 9 オゾン層破壊物質とは、 <u>特定物質</u> の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質とする。		
別表2～6 (略) 第2 各論 (略)			別表2～6 (略) 第2 各論 (略)		